

【保存用】

対象：市川みどり会会員 調整山林所有者

## 森林法第 11 条 森林経営計画導入について

市川みどり会と千葉県森林組合で 5 年の経営委託契約を結ぶ

千葉県森林組合に森林の経営を委託し、森林法第 11 条の森林経営計画の対象としてもらうことで、相続発生時に立木及び林地評価額 20%（市川市の場  
合）の控除が受けられます。

（相続発生後も継続して経営計画に入っている必要があります）。

### （特例処置）

**林地と立木の評価額を 20%減額。**

~~~~~  
対象地の山林が評価額控除の対象か否かの判断は税務署が行います。  
裸地化しているなど、現況によっては評価額控除の対象とならない場合があり  
ます。

ご注意願います。

~~~~~  
（参考資料）

農林水産省

<http://www.maff.go.jp/j/aid/zeisei/rin/>

山林の相続に係る特例措置について知りたい  
という欄の部分の（イ）

「公益的機能別施業森林区域内にある森林経営計画（森林法第 11 条）が定められ  
ている森林に おいて、千葉県森林組合に経営を委託すると市町村によって立木、林  
地の評価額 20%又は 40%控除できます。

### 【Q&A】

Q1 現在、父が所有の森林を森林組合に預けており、森林経営計画の対象とし  
ています。その父が亡くなったのですが、相続人も決まりましたので林地と立

木の評価額 20%減額を受けたいのですが、どうしたらよいでしょうか？

A 森林経営計画を包括承継する者は、承継があった日以後遅滞なく、包括承継の届出書（1通）を県知事等の森林経営計画認定権者に提出してください。

証拠書類として、「森林経営計画認定書の写し」が必要な場合は、千葉県森林組合に御連絡ください。

Q2.千葉県森林組合に委託した山林において相続が発生した時、届け出れば、すぐに除外して譲渡することが出来ますか？

A 千葉県森林組合に御連絡をいただければ、森林経営計画から外すことが可能です。ただし、次の2点に御留意ください。

（1）外した場合、評価額の控除は受けられません。

（2）間伐や植栽などの補助事業を使用している場合は、その事業を実施した年の翌年度から起算して5年間は、原則として転用が不可になります。

※ただし、千葉県森林組合が所有者の確認を得ずに、補助事業を使用して施業することはございません。

※林内で活動している里山ボランティア団体が国、県からの補助金を受けていた場合、上記と同様に森林の転用ができない期間がある場合があります。ご注意ください。

Q3. 道路建設予定地が、森林組合に委託してある森林内を通過する事が分かりました。

千葉県森林組合に委託した森林のうち、道路建設予定箇所を分筆して売却し、残りは現状のまま森林として森林組合に委託し続けたいと考えています。森林組合に委託し続ける、森林の林地及び立木の評価額控除 20%減額の特例を受けることは出来ますか？

A 上記のような森林はほかにもあることが予想されます。

が、事前に開発予定地だけ外して森林組合に預けることは困難です。

そのため、一度森林は預けたうえで、開発の予定が判明した時点で市川みどり会や森林組合と相談し、その部分を対象から外すとすれば、良いかと思えます。

道路建設の場合は、どこを道路が通るのか、連絡が来ると思えますから、

分かった時点で分筆し、残す部分を森林経営計画の対象とするように変更すれば、特段問題はないかと思えます。

Q4 相続ではなく第三者に譲渡した場合、買った人は現状のまま開発は行わずに山林の状態で持っていたいと言っています。この場合千葉県森林組合で受け入れていただけますか？

A 経営委託の継続は可能ですが、第三者が市川みどり会の会員でない場合は、別途経営委託の契約等が必要となるため、市川みどり会と千葉県森林組合に御相談ください。

第三者が市川みどり会の会員である場合は、所有者を変更する旨を、市川みどり会と千葉県森林組合に御連絡ください。

森林経営計画とは、長期にわたり、計画的に森林を整備する計画です。よって、対象とする森林については、長期にわたって森林を維持することが前提となります。都市部での森林経営計画は全国的に事例が非常に少なく、相続税 減額後に土地を売却するという事例が多く発生いたしますと、控除制度自体がなくなる可能性もあります。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、相続税についての詳細は、税理士にご相談をお願いいたします。

#### 【加入可能対象者】

1.調整山林 500㎡以上を所有していること。

※竹林から広葉樹に植林変更の場合も可能

※市川みどり会への委任状等提出書類が必要

#### ◆費用の発生についての考え方

(試算例 A)

年会費 5000 円とした場合 (千葉県森林組合への委託費)

相続税は通常 30 年に一度発生します。

5000 円×30 年=150,000 円

※15 万円のコストで所有山林の相続税発生時に山林の不動産評価額 20%の軽減が出来ます。

(試算例 B) 人数・面積・筆数等の条件設定が異なると委託費が変化します。

■ 112名 196,550 m<sup>2</sup> ≙ 550,000 円/年 1名/4910 円

■ 30名 50,000 m<sup>2</sup> ≙ 150,000 円/年 1名/5000 円

■ 30名 100,000 m<sup>2</sup> ≙ 200,000 円/年 1名/6700 円

■ 10名 50,000 m<sup>2</sup> ≙ 80,000 円/年 1名/8000 円

\*\*\*\*\*

### 【経営計画導入までの流れ】

#### 1.申請希望を募る

市川みどり会 調整山林 500 m<sup>2</sup>以上所有者 112 名に千葉県森林組合への加入希望書を送る

#### 2.希望者リストを千葉県森林組合に送付

現地調査や書類の確認を行い、受け入れ可能か判定  
※調査費は無料です。

#### 3.判定結果を会員に通知

調査後、おおよその額がわかります。

- ・会費（委託費）を確定する。

市川みどり会と千葉県森林組合との委託契約金額が出ます。

（加入可能人数で委託費算出し、加入希望者へ市川みどり会への会費（委託費）を提示。

※（試算例B）により 4910～8000 円の範囲を想定。

※加入者数により想定を越えた金額になる場合があります。

- ◆この段階で加入希望者は「取り止め」も可能

#### 4.所有者による導入の判断

・判定の結果を受け、経営計画を導入するかどうかを所有者が決定し、会員所有者から市川みどり会へ回答

- ◆加入人数確定

#### 5.市川みどり会で加入希望者を取りまとめ、千葉県森林組合へ回答

- ◆この段階で額が確定します。

#### 6.市川みどり会から会員へ、経営委託のための書類を送付

：経営委託申込書、会費等

別途：千葉県森林組合への個人加入必要

出資金 1 口 100 円からになる。

：経営委託の委任状、森林組合への加入申込書

7.市川みどり会と千葉県森林組合とで、森林経営委託契約を締結

8.千葉県森林組合が森林経営計画を策定

#### 【その他】

◆委託希望者数名でも実施します。

人数が少ないと委託費が高くなります。

#### 【加入方法】

- ・市川市緑地保全補助金申請時
- ・委任状送付
- ・初年度：会費（委託費）として 口座引き落とし書類同封

#### 【経営計画の導入者（森林所有者）の義務について】

主な ものとしては、次の（１）、（２）が必要となります。

（１）主林木を伐採する際は、伐採する３ヶ月程度前に、森林組合へ御連絡をいただく。

- ・伐採する場合は、その旨を経営計画に入れる必要があるため、事前に御連絡をいただきます。
- ・ただし、除伐は除きます。

・「主林木の伐採」とは、目的としている樹種の伐採です。（会の仕様書に記載のある目的樹種と有用樹種など）

・「除伐」は、主林木以外の樹木や竹の伐採です。

・危険木等、緊急な場合は、御連絡が事後になっても構いません。

（２）所有者に変更の予定がある場合、または変更があった場合は、森林組合へ御連絡をいただく。

（３）対象となる森林を森林以外に転用する予定がある場合は、事前に森林組合へ御連絡をいただく。（転用する森林は、経営委託及び経営計画から除外します。）